

舞鶴市自治会施設等整備事業費補助金制度(交通安全灯)のあらまし

市では、自治会等が交通安全灯の設置を行う場合や、既存交通安全灯の更新等を行う場合に、それらの経費の負担軽減を目的として、補助を行うこととなりました。

1. 補助対象となる交通安全灯の工事

(1)設置: LED灯を新たに設ける場合。

既存電柱等への添架をおこなう「添架式」及び専用柱を設けて設置する「自立式」

(2)更新: 既存灯をLED灯具へ取り替える(LED化する)等の工事を行う場合。

(3)撤去: 不要となった既存灯を撤去する場合。

※対象となる工事の区分については、実施要領または例図をご覧ください。

2. 補助対象となる場所

次の場所を照明するものであること。

国道(自動車専用道路を除く)、府道、市道、舞鶴市が管理する法定外公共物(里道等を指しますが、農道や林道は除きます。)、2戸以上の共有通路となっている私道、その他市長が必要と認める場所

3. 灯数の制限

1つの自治会等が単年度に交付を受けられるのは、合計で5灯までです。

また、5灯のうち、自立式に係るものは1灯を限度とします。

⇒自立式は、設置・更新・撤去のいずれかを1灯まで。

4. 補助率及び限度額

補助率 1灯あたり工事費の1/3(千円未満切り捨て)

限度額

添架式の場合 1灯当たり 設置及び更新:15,000円、撤去:5,000円

自立式の場合 1灯当たり 設置及び更新:60,000円、撤去:35,000円

※1灯あたり補助額は、1/3額と限度額を比較し、低い方の額となります。

5. 注意事項

工事は補助金の交付決定を受けた後に着手してください。

交付決定前に着手した場合は、補助金の対象となりません。

お問合せ先

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044

舞鶴市役所建設部土木課(別館3F) 電話:66-1049、FAX:62-9894

◆補助金(交通安全灯)の手続きについて◆

1. 事前準備

- (1)交通安全灯を設置、更新又は撤去しようとする場所についての地元合意の形成
 - ・新設や更新の場合、当該灯そのものが土地利用の支障となる、植物の生育障害(光害)が生ずる、最寄りの住民から「まぶしくて夜眠れない」というような苦情が考えられるため、これらの調整を必ず行っておいてください。
- (2)許可や承諾等が必要になる案件についての事前調整
 - ・道路等の占用許可申請や電柱等への添架の場合は、当該管理者への事前相談
 - ・民有地への設置の場合は当該地権者の同意をもらう
 - ・電力会社への引込み可否確認
- (3)見積の徴取
 - ・工事の区分ごとに、1灯当たりの金額が判る見積としてください。

2. 補助金交付申請書の提出

<提出書類>

- ・補助金交付申請書、事業計画書(内訳書含む)、収支予算書、見積書、その他
- ・「その他」は、設置等を行う箇所の位置図と現況写真

3. 補助金の交付決定通知と工事の着手

- ・交付決定通知書を受領したら工事に着手してください。

4. 変更承認申請

交付決定通知を受けた後、工事の内容に変更(工事場所、工事区分、金額)が生じた場合は、変更承認申請書を提出してください。

<提出書類>

- ・補助金変更承認申請書、変更事業計画書(内訳書含む)、変更収支予算書、変更見積書(変更に伴い1灯当たりの見積額が変動する場合)、その他
- ・「その他」は、設置等を行う箇所の位置図と現況写真で、変更となる箇所を添付

5. 実績報告書の提出

<提出書類>

- ・事業報告書(内訳書含む)、収支決算書、工事費領収書の写し、その他
- ・「その他」は、工事写真、関係機関や関係者への諸手続の完了が確認できる書類の写し

6. 補助金の額の確定

- ・土木課から、補助金の額の確定通知が届きます。
- ・それに対する請求書を土木課に提出いただき、申請者に補助金をお支払いします。